

令和3年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加者募集要領

1 目的

この要領は、吹田市小学校給食調理等業務を委託するにあたり、複数の事業者から、豊富な経験に基づく企画の提案を受け、学校教育の一環として実施する給食を安心・安全に提供できる委託事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1)名称 吹田市小学校給食調理等業務委託
- (2)履行場所 ①吹田市立豊津第一小学校 吹田市江坂町1丁目15番42号
②吹田市立北山田小学校 吹田市山田北1番1号
③吹田市立千里たけみ小学校 吹田市竹見台3丁目3番1号
④吹田市立小学校
- (3)業務内容 「吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (4)契約期間 令和3年8月1日～令和6年7月31日
- ①吹田市立豊津第一小学校
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- ②吹田市立北山田小学校
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- ③吹田市立千里たけみ小学校
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- ④吹田市立小学校
(地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為)
- (5)契約保証金 ①長期継続契約に係る契約
契約金額の1年当たりの額の100分の5
②債務負担行為に係る契約
契約金額の100分の5
- (6)部分払い 有り
- (7)前金払い 無し
- (8)予定食数 ①吹田市立豊津第一小学校 1,160食
②吹田市立北山田小学校 540食
③吹田市立千里たけみ小学校 430食
④吹田市立小学校 920食(令和3年度)
980食(令和4年度)

1,030 食（令和 5 年度）

1,060 食（令和 6 年度）

(9) 担当室課 吹田市教育委員会学校教育部保健給食室

3 参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1)吹田市入札参加有資格者名簿(物品等各種契約)登載業者であり、「給食」を参加希望種目としていること。
- (2)最優秀提案事業者の決定時点において、吹田市小学校給食調理等業務委託の契約件数が、5 件以下の者であること。なお、同業務を契約している学校が今回公募している小学校の場合は、契約件数に含めないこととする。
- (3)公募の日からプロポーザル実施日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4)法人税及び消費税に未納がないこと。加えて、本市との契約事務を行う本社（本店）又は支店等を吹田市内に有する事業者にあつては本市の市民税及び固定資産税に未納がないこと。
- (5)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7)吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (8)製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していること。ただし、未加入であっても契約締結までに加入する場合は、参加資格を有していることとする。
- (9)大阪府内に本社または営業所を有し、吹田市教育委員会事務局・小学校との連絡・調整が速やかに行えること。
- (10)参加表明日現在、小学校給食調理等業務を 5 契約以上履行中であること。
- (11)小学校給食において、食物アレルギー除去食調理の実績があること。
- (12)各種マニュアルが整備されていること。必須マニュアルとして、衛生管理（ドライ対応含む）、危機管理（食中毒、感染症、異物混入など）、アレルギー対応のマニュアルが整備されていること。

(13)計画的に給食調理従事者への研修を行っていること。

(14)食品衛生法に基づく営業の禁止又は営業の停止の処分を過去 1 年の間に受けていないこと。

4 プロポーザル実施日程

- | | |
|--|---|
| (1)ホームページ掲載期間 | 令和 3 年 4 月 21 日(水)から
令和 3 年 5 月 7 日(金)まで |
| (2)参加表明書提出締め切り | 令和 3 年 5 月 7 日(金)午後 5 時 |
| (3)事業者説明会 | 令和 3 年 5 月 17 日(月) |
| (4)学校見学会 | 令和 3 年 5 月 17 日(月)、18 日(火) |
| (5)提案書等提出締め切り | 令和 3 年 5 月 27 日(木)午後 5 時 |
| (6)選定委員への提案書等書類送付 | 令和 3 年 6 月 1 日(火) |
| (7)吹田市小学校給食調理等業務
委託事業者選定委員会（プロポーザル） | 令和 3 年 6 月 8 日(火)終日 |
| (8)プロポーザル選考結果
全事業者へ通知発送 | 令和 3 年 6 月 10 日(木) |

5 プロポーザル参加資格の確認審査について

小学校給食調理等業務の受託希望事業者は、受付期間内に下記の書類を提出すること。

提出書類を確認した上で、プロポーザル参加資格の審査結果を通知します。

(1)受付期間 令和 3 年 4 月 26 日(月)から令和 3 年 5 月 7 日(金)午後 5 時まで
(ただし、土日祝日を除く。)

(2)提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 会社概要（様式 2）
- ウ 現在受託中の小学校給食調理等業務委託の契約書の写し（5 契約分）
- エ 納税証明書「その 3 の 3」（提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。
写し可。）
- オ （ア）食物アレルギー除去食対応実績のある受託校の献立表の写し
（イ） 〃 除去食献立表の写し
- カ （ア）マニュアル一覧表
（イ）衛生管理・危機管理・アレルギー対応マニュアルの写し
（ウ）その他マニュアル

- キ (ア) 令和2年度研修実績
- (イ) 令和3年度研修計画書
- ク 会社の概要がわかるもの(会社案内、パンフレット等)
- (3)提出先 吹田市教育委員会 学校教育部保健給食室
- (4)提出方法 持参のこと(郵送不可)
- (5)提出された書類については、返却しない。

6 事業者説明会

プロポーザル参加有資格事業者に対して、事業者説明会を実施します。

事業者説明会において、仕様書・提出書類・現地の説明等を行います。業務の担当者は必ず出席してください。

- (1)日 時 令和3年5月17日(月) 午後2時から
- (2)場 所 プロポーザル参加資格通知時に通知します。

7 学校見学会

プロポーザル参加有資格事業者に対して、学校見学会を実施します。受託希望校の学校見学会には必ず出席してください。

- (1)日 時 令和3年5月17日(月) 午後3時30分からの予定
 5月18日(火) 午後2時からの予定
- (2)場 所 プロポーザル参加資格通知時に通知します。

8 提案書等の提出

プロポーザル参加事業者は、期日までに書類を提出すること。

- (1)受付期間 令和3年5月24日(月)から令和3年5月27日(木) 午後5時まで
- (2)提出書類(6部)

会社名等は空欄にする等、提案者が特定されないよう処理したうえで、一冊にまとめて5部提出すること。また、会社名入りの正本を1部用意すること。

- ア 見積書(様式5)
- イ 見積内訳書(様式6)
- ウ 小学校給食調理等受託状況(様式7)
- エ 吹田市小学校給食調理等業務委託提案書(人員配置)(様式8)
- オ 吹田市小学校給食調理等業務委託提案書(会社方針)(様式9)

提案書（会社方針）の内容

給食管理関連	衛生管理方針	衛生管理方針の基本的な考え方や各種マニュアルの整備状況・調理従事者の研修体制・事業者による巡回指導体制など
	危機管理方針	危機管理方針の基本的な考え方や各種マニュアル整備状況・調理従事者の研修体制など
	調理対応	調理対応(ドライシステム・アレルギー除去食・集団給食調理技術指導等)に対する基本的な考え方・対応・研修体制など
業務運営方針		学校給食調理業務を受託するに際しての方針 教育の一環としての学校給食の考え方とそれを具体化するための実施方法 食育等への取り組みの提案や実践等 環境や人権に対する取り組み、雇用方針等

カ 財務諸表（直近 3 期分）

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、製造原価報告書、個別注記表等を提出してください。

キ 給食調理等業務委託希望調査票（様式 10）

ク プレゼンテーションで使用する独自資料

- (3) 提出先 吹田市教育委員会 学校教育部保健給食室
 (4) 提出方法 持参のこと（郵送不可）
 (5) 提出された書類については、返却しない。

9 質問及び回答

事業者説明会の後、質疑のある場合はファックスにて質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 令和 3 年 5 月 17 日(月) 事業者説明会終了後から
 令和 3 年 5 月 19 日(水) 午後 5 時まで
 ＊質疑書（様式 3）を使用のこと
 (2) 提出先 吹田市教育委員会 学校教育部保健給食室
 Fax 06-6383-6017
 (3) 回 答 全参加事業者に令和 3 年 5 月 21 日(金)までにファックスにて回答

10 プロポーザルの参加辞退届

- (1) 提出期限 令和 3 年 5 月 27 日(木) 午後 5 時まで(ただし、土日を除く。)
 ＊プロポーザル辞退届（様式 4）を使用のこと
 (2) 提出先 吹田市教育委員会 学校教育部保健給食室
 (3) 提出方法 持参のこと（郵送不可）

11 提案者が 1 者又ははない場合の取扱い

- (1) 提案者が 1 者のみの場合、審査・評価は実施するが、全ての委員の評価点から

価格点を除いた総合計点が6割に達しない場合は採択せず、再度公募を行う。
 (2)委託予定の各々の学校に対して、提案者がいない場合、再度、公募を行う。

12 プロポーザルについて

(1)実施日 令和3年6月8日(火)

(2)実施方法 受託希望事業者は、吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会においてプレゼンテーションを行い、質疑に答える。プレゼンテーション15分間、質疑15分間とする。

13 評価基準書

吹田市小学校給食調理等業務委託にかかる評価基準書					
評価項目	評価内容		提出書類	総点数	配点
	項目	内容			
学校給食受託実績	小学校給食調理業務における実績	小学校給食受託実績	様式7 (受託実績)	140	5
財務状況	企業の財務状況	企業の財務状況	財務諸表		12
職員配置	受託時の職員配置	①職員配置の配分 ②業務責任者・副業務責任者 (資格・経験年数・異動など募集種別) ③調理員 (資格・経験年数・正規or非正規など雇用形態) ④配膳・洗浄要員 (経験年数・正規or非正規など雇用形態) ⑤アレルギー除去食対応等個別対応の人員 (資格・経験年数・正規or非正規など雇用形態) ⑥緊急時要員の準備状況 (資格・経験年数・正規or非正規など雇用形態)	様式8 (提案書)		26
衛生管理方針	マニュアルの整備状況	①衛生マニュアルが整備されているか ②調理従事者に対するマニュアルの周知方法	様式9 (提案書) マニュアル 研修計画		20
	研修および巡回指導体制など	①研修が計画的に実施されているか ②巡回指導の専門担当者が設置されているか ③現場点検表の有無			
危機管理方針	マニュアルの整備状況	①危機管理(感染症・食中毒・異物混入防止など)マニュアルが整備されているか ②調理従事者に対するマニュアルの周知方法	様式9 マニュアル 研修計画		10
	研修体制など	①研修が計画的に実施されているか			
調理対応	ドライシステム	①ドライシステムの実績はあるのか。その対応はできるのか。	様式9 (提案書) マニュアル		20
	アレルギー除去食	①アレルギー除去食対応の実績(除去実績の品目) ②適切な対応のノウハウ・注意点は熟知しているか(周知方法)			
	調理技術指導など	①集団給食施設における調理技術の指導など			
業務運営方針	食育関連(教育の一環としての給食の考え方やその実施方法)	①児童への啓発や調理上の取り組みなど ②保護者への啓発(試食会など) ③地域交流 ④その他の提案	様式9 (提案書)		14
	環境・人権配慮・雇用方針など				
プレゼンテーション	提案内容について	①取組み姿勢 ②コミュニケーション力			10
吹田市学校給食受託実績	吹田市小学校給食調理業務における実績	①受託校での取組内容などこれまでの実績 ②人員配置の経験年数・資格の有無 ③突発事象に対する対応力 など			3
提案金額		(1-見積金額/委託限度額)×20 価格点 *小数点以下は切捨	様式5 (見積書)	20	

14 選定及び審査について

(1)選定方法

事業者の選定については、吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会において行います。プレゼンテーション及び質疑の内容、提出された提案書・添付書類等を評価基準により、吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会において総合的に審査し、各校に最優秀提案事業者を1名選出する。

(2)審査方法

最優秀提案事業者の評価点が、各選定委員の評価点から価格点を除いた合計点数が6割に満たない場合は採択しない。

15 最優秀提案事業者の決定について

(1)最優秀提案事業者の決定

各選定委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多いものを最優秀提案事業者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

(2)各校毎の最優秀提案事業者の決定

最優秀提案事業者について、給食調理等業務受託希望調査票（以下「希望調査票」という。）で受託希望順位が一番である学校の最優秀提案事業者とする。委託予定校で最優秀提案事業者が決定していない学校があれば、審査の採点結果が上位の者から希望調査票の希望順位の高い学校の最優秀提案事業者とする。

16 委託事業者との契約について

各校毎の最優秀提案事業者を契約候補者として契約の交渉を行う。ただし、当該協議が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

17 失格に関する事項

提案者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象からの除外）とします。

(1)プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

